

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																					
				<p><u>本指針を「川崎市上下水道局ウェブサイト」に掲載している。</u></p> <p>【検索手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 検索エンジンに「川崎市上下水道局」と入力しウェブサイトに入る ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする 画面左部リストから「給水装置関連」をクリックする 給水装置関連メニューが7項目表示される <p>「給水装置設計施行指針」をクリックする</p>  <p><u>※指針の本文に「・・・は、局ウェブサイトに掲載する」「・・・は、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる」と記述がある書類は「事業者の方へ」給水装置関連」を参照のこと。</u></p> <p><u>※オンライン申請は、「事業者の方へ」給水装置関連>「各種申請（オンライン申請と書式のダウンロード）」を参照のこと。</u></p>	<p>・本指針は「川崎市上下水道局ウェブサイト」に掲載されている</p> <ol style="list-style-type: none"> 検索エンジンに「川崎市上下水道局」と入力しウェブサイトに入る ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする 画面左部リストから「給水装置関連」をクリックする 給水装置関連メニューが6項目表示される <p>「給水装置設計施行指針」がペナ指針である</p>  <p>・本指針の本文に「・・・は、局ウェブサイトに掲載する」「・・・は、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる」と記述がある書類の掲載場所は下記を参照のこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頁</th> <th>各種資料、各種申請書</th> <th>ウェブサイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-18</td> <td>指定給水用器材料承認リスト</td> <td>① 上記 ① から「給水装置資料室」をクリックする ② 資料室のメニューから左記の該当する資料をクリックし、で利用する。</td> </tr> <tr> <td>1-19</td> <td>メーター用指定器材承認品リスト</td> <td rowspan="4">  <p>指定器材に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 指定給水用器材料承認リスト (PDFファイル) 1 メーター用指定器材承認品リスト (PDFファイル) 1 指定給水用器材料仕様書 (PDFファイル) 1 メーター用指定器材仕様書 (PDFファイル) <p>*メーターハブマシン仕様書は「メーター用指定器材仕様書」の補説として掲載されている</p> </td> </tr> <tr> <td>3-45</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3-61</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3-62</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3-61</td> <td>メーターパッキン化済み書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-64</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頁	各種資料、各種申請書	ウェブサイト	1-18	指定給水用器材料承認リスト	① 上記 ① から「 給水装置資料室 」をクリックする ② 資料室のメニューから左記の該当する資料をクリックし、で利用する。	1-19	メーター用指定器材承認品リスト	 <p>指定器材に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 指定給水用器材料承認リスト (PDFファイル) 1 メーター用指定器材承認品リスト (PDFファイル) 1 指定給水用器材料仕様書 (PDFファイル) 1 メーター用指定器材仕様書 (PDFファイル) <p>*メーターハブマシン仕様書は「メーター用指定器材仕様書」の補説として掲載されている</p>	3-45	同上	3-61	同上	3-62	同上	3-61	メーターパッキン化済み書		3-64	同上		<p>ウェブサイト案内画面の差替え及び「事業者の方へ」給水装置関連」見出し一覧の追加</p>
頁	各種資料、各種申請書	ウェブサイト																									
1-18	指定給水用器材料承認リスト	① 上記 ① から「 給水装置資料室 」をクリックする ② 資料室のメニューから左記の該当する資料をクリックし、で利用する。																									
1-19	メーター用指定器材承認品リスト	 <p>指定器材に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 指定給水用器材料承認リスト (PDFファイル) 1 メーター用指定器材承認品リスト (PDFファイル) 1 指定給水用器材料仕様書 (PDFファイル) 1 メーター用指定器材仕様書 (PDFファイル) <p>*メーターハブマシン仕様書は「メーター用指定器材仕様書」の補説として掲載されている</p>																									
3-45	同上																										
3-61	同上																										
3-62	同上																										
3-61	メーターパッキン化済み書																										
3-64	同上																										

	<p>「事業者の方へ」給水装置関連 見出し一覧</p> <p>※「給水装置関連」の各種見出しは、掲載内容の更新に伴い変更等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トピックス ・ 工事申込窓口（サービスセンター） <ul style="list-style-type: none"> > 取扱業務及び所在地 <ul style="list-style-type: none"> > 南部サービスセンター（所管：川崎・幸・中原区） > 中部サービスセンター（所管：高津・宮前区） > 北部サービスセンター（所管：多摩・麻生区） ・ 給水装置資料室 <ul style="list-style-type: none"> > 条例・規程 > 要綱 > 要領・基準 > 施行指針 > 指定器材に関する資料 > 各種申請書 ・ 各種申請（オンライン申請と書式のダウンロード） <ul style="list-style-type: none"> > 1 給水装置工事に係る申請 <ul style="list-style-type: none"> > (1) オンライン申請 > (2) 各種申請用書式のダウンロード > 申請に際しての注意点 > 2 移管前提工事に係る申請 	<table border="1"> <tr> <td>2-7</td> <td>給水設計計画書の様式</td> <td> <p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>給水設計計画書 (PDF ファイル)</td> <td>給水設計計画書 (Excel ファイル)</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>2-14</td> <td>給水補助加圧装置設置申請書</td> <td> <p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>2-20</td> <td>主任技術者の要項</td> <td> <p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「指定給水装置工事事業者申請に係る図書」メニューから下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	2-7	給水設計計画書の様式	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>給水設計計画書 (PDF ファイル)</td> <td>給水設計計画書 (Excel ファイル)</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	11	12	給水設計計画書 (PDF ファイル)	給水設計計画書 (Excel ファイル)	A1	13	2-14	給水補助加圧装置設置申請書	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	21	22	給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)	給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)	A4	23	2-20	主任技術者の要項	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「指定給水装置工事事業者申請に係る図書」メニューから下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	5	6	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)	A4	7
2-7	給水設計計画書の様式	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>給水設計計画書 (PDF ファイル)</td> <td>給水設計計画書 (Excel ファイル)</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	11	12	給水設計計画書 (PDF ファイル)	給水設計計画書 (Excel ファイル)	A1	13																																									
番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト																																																								
11																																																								
12	給水設計計画書 (PDF ファイル)	給水設計計画書 (Excel ファイル)	A1																																																								
13																																																								
2-14	給水補助加圧装置設置申請書	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「給水装置工事に係る図書」から下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)</td> <td>給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	21	22	給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)	給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)	A4	23																																									
番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト																																																								
21																																																								
22	給水補助加圧装置 設置申請書 (PDF ファイル)	給水補助加圧装置 設置申請書 (Excel ファイル)	A4																																																								
23																																																								
2-20	主任技術者の要項	<p>① 上記 ④ から「各種申請書」をクリックする</p> <p>② 「指定給水装置工事事業者申請に係る図書」メニューから下記を選ぶ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様式名 (PDF ファイル)</th> <th>様式名 (Excel ファイル)</th> <th>掲載 レイ アウト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)</td> <td>給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト	5	6	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)	A4	7																																									
番 号	様式名 (PDF ファイル)	様式名 (Excel ファイル)	掲載 レイ アウト																																																								
5																																																								
6	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (PDF ファイル)	給水装置工事主任 技術者選任・解任 届出書 (Excel ファイル)	A4																																																								
7																																																								

		<p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p> <p>> 3 道路占用工事に係わる申請</p> <p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p> <p>> 4 指定給水装置工事事業者に係わる申請</p> <p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p> <p>> 5 給水装置等の情報提供に係わる申請</p> <p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p> <p>> 6 器材承認に関する申請</p> <p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p> <p>> 7 その他（所有者、水道メーターき損・亡失届、リモート式メーターからの変更）</p> <p>> (1) オンライン申請</p> <p>> (2) 各種申請用書式のダウンロード</p> <p>> 申請に際しての注意点</p>	<p>・川崎市簡易版電子申請サービス（Lo6o フォーム）の申請方法</p>  <p>①ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする</p> <p>②「給水装置関連」をクリックする</p> <p>③画面左部リストから 各種申請（オンライン申請は「こちらへ」）をクリックする</p> <p>④画面右部リストから「1 給水装置工事に係る申請」をクリックする ※（※）が付いているリンクがページはオンライン申請が可能なものがある。 今回は、「給水装置工事に係る申請」を例とする</p> <p>⑤画面右部リストから「給水装置修繕工事完成」をクリックする</p> <p>⑥画面左部リストから「【川崎区、幸区、中川区】給水装置修繕工事完成」をクリックし、オンライン申請が開始される ※【高津区、喜多区】と【多摩区、麻生区】に分かれており、申請が可能である</p>	
--	--	---	---	--

		<p>> <u>オンライン手続かわさき（電子申請）</u></p> <p>・ <u>給水装置情報の閲覧</u></p> <p>>1 <u>ウェブ公開</u></p> <p>>2 <u>申請について</u></p> <p>>3 <u>注意事項～上下水道局が保有する給水装置情報とその取扱い</u></p> <p>・ <u>給水装置設計施行指針</u></p> <p>・ <u>移管前提工事設計施行指針</u></p>	<p>・ オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）の申請方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検索手順</th> <th>ウェブサイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ウェブサイトの右上にある、「新規登録」又は「ログイン」をクリックする。 （新規登録している場合は、②まで進む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②個人として登録又は事業者として登録をクリックし、利用者登録を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③利用者登録後、IDとパスワードを入力し、ログインする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ログイン後、ホームページの右上にある、手続一覧（個人向け）又は（事業者向け）をクリックする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤キーボード検索で申請手続きする項目を入力し、選択する。 （キーフォームに「給水装置」と入力すると、概ね申請手続き項目が該当する）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥カテゴリ検索で、「環境・公園・ごみ、水道」の「水道・下水道」をクリックし、申請手続きの項目を選択する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索手順	ウェブサイト	①ウェブサイトの右上にある、「新規登録」又は「ログイン」をクリックする。 （新規登録している場合は、②まで進む）		②個人として登録又は事業者として登録をクリックし、利用者登録を行う。		③利用者登録後、IDとパスワードを入力し、ログインする。		④ログイン後、ホームページの右上にある、手続一覧（個人向け）又は（事業者向け）をクリックする。		⑤キーボード検索で申請手続きする項目を入力し、選択する。 （キーフォームに「給水装置」と入力すると、概ね申請手続き項目が該当する）		⑥カテゴリ検索で、「環境・公園・ごみ、水道」の「水道・下水道」をクリックし、申請手続きの項目を選択する。		
検索手順	ウェブサイト																	
①ウェブサイトの右上にある、「新規登録」又は「ログイン」をクリックする。 （新規登録している場合は、②まで進む）																		
②個人として登録又は事業者として登録をクリックし、利用者登録を行う。																		
③利用者登録後、IDとパスワードを入力し、ログインする。																		
④ログイン後、ホームページの右上にある、手続一覧（個人向け）又は（事業者向け）をクリックする。																		
⑤キーボード検索で申請手続きする項目を入力し、選択する。 （キーフォームに「給水装置」と入力すると、概ね申請手続き項目が該当する）																		
⑥カテゴリ検索で、「環境・公園・ごみ、水道」の「水道・下水道」をクリックし、申請手続きの項目を選択する。																		

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
1	1.3.3.7	1)	1-16	越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう(図1- <u>3</u> 参照)。また、水槽等の場合は立取出しにおいては越流管の上端、横取出しにおいては越流管の中心をいう(図1- <u>4</u> 参照)。	越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう(図1- <u>2</u> 参照)。また、水槽等の場合は立取出しにおいては越流管の上端、横取出しにおいては越流管の中心をいう(図1- <u>3</u> 参照)。	図番号を修正
1	1.5.2.5		1-26	分岐工事等を施行したときは、「5. 施工写真の撮影等要領」のとおり施工写真を撮影し、完成届の <u>提出までに施工写真</u> を提出すること。	分岐工事等を施行したときは、「5. 施工写真の撮影等要領」のとおり施工写真を撮影し、 <u>原則として完成届と一緒に</u> 提出すること。	完成検査等実施要領記載の文言に変更
2			2-1	2. 手続き 給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、諸納入金の納入、着工等の手続き、竣工の手続きなどのさまざまな手続きが必要となる。 <u>各行政区の所管窓口は次のとおりである。</u> <u>なお、局では川崎市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進プランに基づき、行政手続きのオンライン化を推進しており、令和5年4月1日からオンライン申請(オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI))での給水装置関連の手続きを大幅に拡大している。ただし、オンライン申請の内容によっては、原本の提出が必要なものや窓口対応を必要とするものもあり、その際には窓口手続きや原本の郵送等が必要となるので、オンラインでの申請のみで手続きが完了しない場合がある。</u>	2. 手続き 給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、諸納入金の納入、着工等の手続き、竣工の手続きなどのさまざまな手続きが必要となる。	オンライン申請に関する説明文章の追加と文言の整理

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

				表中 <table border="1"> <tr> <td>川崎、幸、中原区 <u>所管の窓口</u></td> <td>高津、宮前区<u>所管</u> <u>の窓口</u></td> <td>多摩、麻生区<u>所管</u> <u>の窓口</u></td> </tr> </table>	川崎、幸、中原区 <u>所管の窓口</u>	高津、宮前区 <u>所管</u> <u>の窓口</u>	多摩、麻生区 <u>所管</u> <u>の窓口</u>	表中 <table border="1"> <tr> <td>川崎、幸、中原区 <u>内の申込み</u></td> <td>高津、宮前区<u>内の</u> <u>申込み</u></td> <td>多摩、麻生区<u>内の</u> <u>申込み</u></td> </tr> </table>	川崎、幸、中原区 <u>内の申込み</u>	高津、宮前区 <u>内の</u> <u>申込み</u>	多摩、麻生区 <u>内の</u> <u>申込み</u>									
川崎、幸、中原区 <u>所管の窓口</u>	高津、宮前区 <u>所管</u> <u>の窓口</u>	多摩、麻生区 <u>所管</u> <u>の窓口</u>																		
川崎、幸、中原区 <u>内の申込み</u>	高津、宮前区 <u>内の</u> <u>申込み</u>	多摩、麻生区 <u>内の</u> <u>申込み</u>																		
2	2.3.1.1	1)	2-6	また、 <u>設計水圧等の調査依頼</u> はオンラインで申請ができる。	また、オンライン <u>手続きわかさき (e-KAWASAKI) (以下、「e-KAWASAKI」という。)</u> で申請ができる。	文言の整理														
2	2.3.1.1	3)	2-6	<u>オンライン</u> で申請した場合は、 <u>オンライン申請</u> で結果を通知する〔条例規程第11条第2項、切替要領第3条第2項〕なお、 <u>オンライン</u> 申請した通知書には写しマークが記されているが、給水装置工事申込の添付する書類として使用 <u>することができる</u> 。	<u>e-KAWASAKI</u> で申請した場合は、 <u>e-KAWASAKI 申請内</u> で結果を通知する〔条例規程第11条第2項、切替要領第3条第2項〕なお、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請した通知書には写しマークが記されているが、給水装置工事申込の添付する書類として <u>使用できる</u> 。	文言の整理														
2	2.3.1.2	2)	2-7	また、給水設計計画書に関する事前協議について、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	また、給水設計計画書に関する事前協議について、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。 <u>表2-4の1、給水設計計画書の内容を e-KAWASAKI で入力し、2～7の書類は電子データで e-KAWASAKI 内に添付すること。</u>	文言の整理														
2	2.3.1.2	表 2-4	2-7	表中 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>取出口径・<u>使用水量(1日最大給水量・瞬時最大使用水量)</u>・受水槽容量等の計算書</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他必要とする書類</td> </tr> </table>	4	取出口径・ <u>使用水量(1日最大給水量・瞬時最大使用水量)</u> ・受水槽容量等の計算書	5	設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)	6	その他必要とする書類	表中 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>取出口径・受水槽容量等の計算書(<u>移管前提工事の場合は除く</u>)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>使用水量・受水槽容量の計算書</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他必要とする書類</td> </tr> </table>	4	取出口径・受水槽容量等の計算書(<u>移管前提工事の場合は除く</u>)	5	<u>使用水量・受水槽容量の計算書</u>	6	設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)	7	その他必要とする書類	表の整理
4	取出口径・ <u>使用水量(1日最大給水量・瞬時最大使用水量)</u> ・受水槽容量等の計算書																			
5	設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)																			
6	その他必要とする書類																			
4	取出口径・受水槽容量等の計算書(<u>移管前提工事の場合は除く</u>)																			
5	<u>使用水量・受水槽容量の計算書</u>																			
6	設計水圧等通知書(2.3.1.1.の1)に該当する場合)																			
7	その他必要とする書類																			
2	2.3.1.2	3)	2-7	なお、 <u>オンライン</u> で申請した場合は、 <u>オンライン申請</u> で事前協議書の回答書を通知する。	なお、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請した場合は、 <u>e-KAWASAKI 内</u> で事前協議書の回答書を通知する。	文言の整理														

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

2	2.3.1.3	3)	2-8	また、 <u>開発行為又は建築行為に伴う事前協議は、オンラインで申請ができる。</u>	また、 <u>開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）について、e-KAWASAKIで申請オンライン申請ができる。表2-7の1、開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）の内容を e-KAWASAKIで入力し、4～9の書類は電子データでe-KAWASAKI内に添付すること。</u>	文言の整理														
2	2.3.1.3	表 2-7	2-9	表中 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>取出し口径・<u>使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用水量）</u>・受水槽容量等の計算書</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他必要とする書類</td> </tr> </table>	4	取出し口径・ <u>使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用水量）</u> ・受水槽容量等の計算書	5	設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	6	その他必要とする書類	表中 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>取出し口径・受水槽容量等の計算書（<u>移管前提工事の場合は除く</u>）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>使用水量・受水槽容量の計算書</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他必要とする書類</td> </tr> </table>	4	取出し口径・受水槽容量等の計算書（ <u>移管前提工事の場合は除く</u> ）	5	<u>使用水量・受水槽容量の計算書</u>	6	設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	7	その他必要とする書類	表の整理
4	取出し口径・ <u>使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用水量）</u> ・受水槽容量等の計算書																			
5	設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）																			
6	その他必要とする書類																			
4	取出し口径・受水槽容量等の計算書（ <u>移管前提工事の場合は除く</u> ）																			
5	<u>使用水量・受水槽容量の計算書</u>																			
6	設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）																			
7	その他必要とする書類																			
2	2.3.1.3	5)①	2-9	なお、 <u>オンライン</u> で申請した場合は、 <u>オンライン申請</u> で事前協議書の回答書を通知する。	なお、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請した場合は、 <u>e-KAWASAKI内</u> で事前協議書の回答書を通知する。	文言の整理														
2	2.3.1.3	5)②	2-9	なお、 <u>オンラインで申請した</u> 場合は、 <u>オンライン申請</u> で事前協議書の回答書を通知する。		文言の追加														
2	2.3.1.4	1)	2-10	また、自己メーターに関する協議申込みは、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	また、自己メーターに関する協議申込みについては、 <u>川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）（以下、「LoGoフォーム」という。）</u> で申請ができる。	文言の整理														
2	2.3.2.2	2)	2-11	※窓口で申請する場合は、サービスセンター窓口で配布している①の用紙を使用すること。なお、令和5年度から、申込者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が不要と <u>なった</u>	※窓口で申請する場合は、サービスセンター窓口で配布している①の用紙を使用すること。なお、令和5年度から、申込者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が不要と <u>なりま</u>	文言の整理														

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

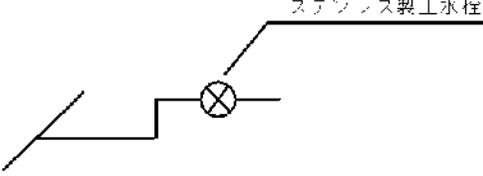
				<u>が</u> 、用紙については、現状のものを使用することができる。	<u>す。また</u> 、用紙については、現状のものを使用することができる。	
2	2.3.2.2	3)	2-11	給水装置工事の申込みは、 <u>オンライン</u> で申請ができる。 <u>オンライン</u> で申請した場合は、 <u>オンライン申請</u> で工事承認を通知する。	給水装置工事の申込みは、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。 <u>なお、給水装置工事施行承認申込書は局ウェブサイトからダウンロードし、添付を行う。</u> <u>e-KAWASAKI</u> で申請した場合は、 <u>e-KAWASAKI</u> 内で工事承認を通知する。	文言の整理
2	2.3.4.1	④	2-15	④ 工期の報告は、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	④工期の報告 <u>について、e-KAWASAKI</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.3.4.2	2)	2-16	分岐確認の申込みは、次の書類を窓口提出、 <u>又はFAX及びオンラインで申請</u> を行う。	分岐確認の申込みは、次の書類を窓口提出、FAX <u>又はe-KAWASAKI</u> を用いて行う。	文言の整理
2	2.3.4.2	3)	2-16	① 平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前（FAX、 <u>オンライン申請</u> の場合は当該期日の16時まで） ② 夜間施工又は休日施工の場合は、局と協議の上、休日を数えないで確認希望日の5日前（FAX、 <u>オンライン申請</u> の場合は当該期日の16時まで）	① 平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前（FAX、 <u>e-KAWASAKI</u> を用いて送信する場合は当該期日の16時まで） ② 夜間施工又は休日施工の場合は、局と協議の上、休日を数えないで確認希望日の5日前（FAX、 <u>e-KAWASAKI</u> を用いて送信する場合は当該期日の16時まで）	文言の整理
2	2.3.5.1	1)	2-17	③ 完成の届出は、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	③ 完成の届出は、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.3.5.1	3)	2-17	② 完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、指定工事業者と協議し局が定めるものとする。[検査要領第5条第3項] <u>(オンライン申請の場合は当該期日の16時まで)</u>	② 完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、指定工事業者と協議し局が定めるものとする。[検査要領第5条第3項] <u>(e-KAWASAKIを用いて送信する場合は当該期日の16時まで)</u>	文言の整理

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

				③ <u>オンライン申請</u> により完成を届出する場合、所管するサービスセンターへ電話連絡を行い、完成検査の日時を調整する。	③ <u>e-KAWASAKI</u> により完成を届出する場合、所管するサービスセンターへ電話連絡を行い、完成検査の日時を調整する。	
2	2.3.5.1	表 2-11	2-17	表中 5* <u>局の指示により完成検査前に提出を求める場合がある。</u>	表中 5* <u>給水装置工事完成届までに、施工写真を提出することができる。</u>	文言の整理
2	2.3.5.4		2-18	また、 <u>譲渡の手続きは、オンライン</u> で申請ができる。 <u>ただし、原本の提出が必要となる手続きのため注意すること。</u>	また、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.3.6.1	2)	2-19	また、 <u>設計変更の申込みは、オンライン</u> で申請ができる。	また、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.3.6.2		2-19	② 申込者の変更は、給水装置工事施行承認申込者変更届〔条例規程第2号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第4条第2項〕 ※令和5年度から、申込変更者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が <u>不要</u> 。 ③ 申込者の変更は、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	② 申込者の変更は、給水装置工事施行承認申込者変更届〔条例規程第2号様式〕を提出することにより行う。〔条例規程第4条第2項〕 ※令和5年度から、申込変更者の氏名・名称及び代表者名については、自署又は押印が <u>不要となります</u> 。 ③ 申込者の変更は、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.3.6.3		2-19	④ 給水装置工事の取消しは、 <u>オンライン</u> で申請ができる。なお、 <u>オンライン</u> 申請後に審査検査手数料の還付があった場合は、窓口で手続きを行う。	④ 給水装置工事の取消しは、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。なお、 <u>e-KAWASAKI</u> の申請後に審査検査手数料の還付があった場合は、窓口で手続きを行う。	文言の整理
2	2.3.6.4	2)	2-20	指定工事業者は、給水装置工事の申込みの際に届け出た主任技術者に関する事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を局に届け出る必要がある。また、 <u>主任技術者の変更は、オンライン</u> で申請ができる。〔業者規程第13条第2項〕	指定工事業者は、給水装置工事の申込みの際に届け出た主任技術者に関する事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を局に届け出る必要がある。また、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請ができる。〔業者規程第13条第2項〕	文言の整理
2	2.4.1.1		2-21	なお、修繕工事の届出は、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	なお、修繕工事の届出は、 <u>LoGo フォーム</u> で申請ができる。	文言の整理
2	2.4.3		2-22	④ 所有者等の届出については、 <u>オンライン</u> で申請ができる。	④ 所有者等の届出については、 <u>LoGo フォーム</u> で申請ができる。	文言の整理

令和7年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

							理
2	2.4.4		2-22	共同住宅扱いの適用については、事前に <u>サービスセンター</u> に確認を行うこと。	共同住宅扱いの適用については、事前に <u>サービスセンター料金管理係</u> に確認を行うこと。		文言の整理
3	3.6.4	図 3-22 3-23	3-39	<p>図中</p> <p><u>管種キャップ</u></p> <p><u>※管種キャップ (黄色)</u></p> <p><u>「配」: 配水管及び移管前提工事における移管前提管</u></p> <p><u>「給」: 給水管</u></p> <p><u>※口径キャップ (黄色): 仕切弁口径</u></p>	<p>図中</p> <p><u>種別キャップ</u></p>		文言の整理及び、管種キャップ及び口径キャップの補足を追加
3	3.8.1.2		3-44	※上記以外のメーター (<u>例: 遠隔で使用水量を確認できるメーターなど</u>) を設置する場合は、すべて自己メーターとなり、所定の手続きが必要となるほか、費用等は設置者が負担する。	※上記以外のメーターを設置する場合は、すべて自己メーターとなり、所定の手続きが必要となるほか、費用等は設置者が負担する。		例示の追加
3	3.12.2		3-64	宅地内であっても、局が無償で修理を行える場合があるので、局施行範囲で漏水していた場合は、以下の事項に留意すること。(詳細は、 <u>局ウェブサイト</u> を参照)	宅地内であっても、局が無償で修理を行える場合があるので、局施行範囲で漏水していた場合は、以下の事項に留意すること。(詳細は、 <u>局ウェブページ</u> を参照)		文言の整理
3	3.12.2.2	表 3-37	3-65	給水装置の配水管への取付口から宅地内2mまで。ただし、メーター口径が40mm以下で、 <u>メーター</u> を宅地内2m以内の範囲に移設する場合は、給水装置の配水管への取付口から移設前の当該メーターまで	給水装置の配水管への取付口から宅地内2mまで。ただし、メーター口径が40mm以下で、 <u>水道メーター</u> を宅地内2m以内の範囲に移設する場合は、給水装置の配水管への取付口から移設前の当該メーターまで		文言の整理

4	4.3.3.3		<p>4-14 <u>4.3.3.3. ステンレス製バルブの表示</u> <u>口径 25mm の第 1 バルブ又は中間バルブにステンレス製ボール止水栓を使用した場合は、その旨を記載すること。</u></p> 		ステンレス製バルブの表示方法の追加																																																				
付 - 35			<p>表中</p> <table border="1" data-bbox="495 703 1200 1046"> <tr> <td>東京電力</td> <td>川崎支社</td> <td>市内全域</td> <td>Tel 044-533-2771</td> </tr> <tr> <td>パワー</td> <td>地中送電</td> <td></td> <td><u>(9:00~17:00)</u></td> </tr> <tr> <td>グリッド</td> <td>保守グループ</td> <td></td> <td>Fax 044-540-0038</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(幸区柳町 26)</td> <td></td> <td><u>(受付は終了)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u><メール受付></u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>kawasakityuu@tep</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>co.co.jp</u></td> </tr> </table>	東京電力	川崎支社	市内全域	Tel 044-533-2771	パワー	地中送電		<u>(9:00~17:00)</u>	グリッド	保守グループ		Fax 044-540-0038		(幸区柳町 26)		<u>(受付は終了)</u>				<u><メール受付></u>				<u>kawasakityuu@tep</u>				<u>co.co.jp</u>	<p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1232 703 1926 1046"> <tr> <td>東京電力</td> <td>川崎支社</td> <td>市内全域</td> <td>Tel 044-533-2771</td> </tr> <tr> <td>パワー</td> <td><u>川崎地域</u>地中送電</td> <td></td> <td>Fax 044-540-0038</td> </tr> <tr> <td>グリッド</td> <td>保守グループ</td> <td></td> <td><u>(8:40~17:20)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(幸区柳町 26)</td> <td></td> <td><u>※電話での</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>工事立会い受付は不可</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>窓口対応</u></td> </tr> </table>	東京電力	川崎支社	市内全域	Tel 044-533-2771	パワー	<u>川崎地域</u> 地中送電		Fax 044-540-0038	グリッド	保守グループ		<u>(8:40~17:20)</u>		(幸区柳町 26)		<u>※電話での</u>				<u>工事立会い受付は不可</u>				<u>窓口対応</u>	メール受付の追加
東京電力	川崎支社	市内全域	Tel 044-533-2771																																																						
パワー	地中送電		<u>(9:00~17:00)</u>																																																						
グリッド	保守グループ		Fax 044-540-0038																																																						
	(幸区柳町 26)		<u>(受付は終了)</u>																																																						
			<u><メール受付></u>																																																						
			<u>kawasakityuu@tep</u>																																																						
			<u>co.co.jp</u>																																																						
東京電力	川崎支社	市内全域	Tel 044-533-2771																																																						
パワー	<u>川崎地域</u> 地中送電		Fax 044-540-0038																																																						
グリッド	保守グループ		<u>(8:40~17:20)</u>																																																						
	(幸区柳町 26)		<u>※電話での</u>																																																						
			<u>工事立会い受付は不可</u>																																																						
			<u>窓口対応</u>																																																						